

山口県道路占用料徴収条例

(昭和29年3月31日 山口県条例第19号)

| | | |
|----|------------|-----------|
| 改正 | 昭和35年3月25日 | 山口県条例第24号 |
| | 昭和39年3月26日 | 条例第9号 |
| | 昭和44年3月28日 | 条例第16号 |
| | 昭和52年3月29日 | 条例第8号 |
| | 昭和57年3月26日 | 条例第6号 |
| | 昭和60年3月26日 | 条例第5号 |
| | 平成元年3月24日 | 条例第7号 |
| | 平成9年3月24日 | 条例第9号 |
| | 平成12年3月24日 | 条例第11号 |
| | 平成17年7月12日 | 条例第52号 |
| | 平成19年3月13日 | 条例第19号 |
| | 平成26年3月25日 | 条例第12号 |
| | 平成28年3月15日 | 条例第20号 |
| | 平成30年3月20日 | 条例第16号 |
| | 平成31年3月12日 | 条例第11号 |
| | 令和2年3月17日 | 条例第13号 |
| | 令和5年3月14日 | 条例第7号 |
| | 令和8年3月24日 | 条例第8号 |

(目的)

第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第39条第2項の規定に基づき、県が法第32条第1項若しくは第3項又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。)第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定による許可を受けた者から徴収する道路の占用料(以下「占用料」という。)の額及び徴収方法等について定めることを目的とする。

(昭44条例16・一部改正、平9条例9・一部改正、平12条例11・一部改正)

(占用料の額)

第2条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をした占用の期間又は電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をした占有することができる期間(当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間)(以下「占用の期間等」という。)に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(道路の占用のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものについては、その額に1.1を乗じて得た額)とする。この場合において、当該占用料の額が100円に満たないときは、100円とする。

2 前項の占用の期間等が翌年度以降にわたる場合における占用料の額は、各年度ごとに算定するものとする。

(昭44条例16・全改、平元条例7・平9条例9・平26条例12・平31条例11・一部改正)

(占用料の徴収方法)

第3条 占用料は、法第32条第1項若しくは第3項又は電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をした占用の期間等に係る分を、当該占用の許可をした日(電線共同溝に係る占用料にあつては、当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日)から1月以内

に納入通知書により一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間等が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収するものとする。

(昭44条例16・全改、平9条例9・一部改正)

(占用料の返還)

第4条 前条の占用料で既に納めたものは、返還しない。ただし、法第71条第2項の規定により道路の占用の許可を取り消された場合において、既に納めた占用料の額が当該占用の許可の日から当該占用の許可の取消の日までの期間につき算出した占用料の額を超えるときは、その超える額の占用料は、返還する。

(昭44条例16・全改、平12条例11・一部改正)

(占用料の減免)

第5条 知事は、工作物等で公共の用若しくは公益上必要な事業の用に供されるもの又は道路の構造の保全若しくは維持に効果のあるものについて、必要があると認めたときは、その占用料の全部又は一部を減免することができる。

(占用料の額の最低額の下限の額)

第6条 法第39条の2第5項の条例で定める額については、第2条第1項及び前条の規定を準用する。この場合において、同項中「法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をした占用の期間又は電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をした占有することができる期間（当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間）（以下「占用の期間等」という。）に相当する期間」とあるのは「法第39条の2第1項に規定する入札対象施設等の種類その他の事項を勘案して知事が定める期間」と、前条中「その占用料の全部又は一部を減免する」とあるのは「次条において準用する第2条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額の範囲内において別に占用料の額の最低額の下限の額を定める」と読み替えるものとする。

(平28条例20・追加)

(その他)

第7条 前各条に定めるものの外、この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

(平28条例20・旧第6条繰下)

附 則

この条例は、昭和29年4月1日から施行する。

付 則（昭和35年条例第24号）

この条例は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則（昭和39年条例第9号）抄

（施行期日）

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年条例第16号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

（経過規定）

2 この条例の施行の際、現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定による許可を受けている道路の占有に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和52年条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定によ

る許可を受けている道路の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和57年条例第6号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年条例第5号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成元年条例第7号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の許可を受けて設置されている同法第40条第1項に規定する占用物件で改正後の山口県道路占用料徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1項の規定により算定した占用料の額（以下「新占用料額」という。）が改正前の山口県道路占用料徴収条例第2条第1項の規定により算定した占用料の額に100分の110を乗じて得た額を超えるものの占用料の額については、改正後の条例第2条第1項の規定にかかわらず、新占用料額を限度として知事が別に定めることができる。

附 則（平成12年条例第11号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第52号）

この条例は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成19年条例第19号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の許可を受けて設置されている同法第40条第1項に規定する占用物件で改正後の山口県道路占用料徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1項の規定により算定した占用料の額（以下「新占用料額」という。）が改正前の山口県道路占用料徴収条例第2条第1項の規定により算定した占用料の額に100分の120を乗じて得た額を超えるものの占用料の額については、改正後の条例第2条第1項の規定にかかわらず、新占用料額を限度として知事が別に定めることができる。

附 則（平成28年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年条例第16号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の許可を受けて設置されている同法第40条第1項に規定する占用物件で改正後の山口県道路占用料徴

収条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1項の規定により算定した占用料の額（以下「新占用料額」という。）が改正前の山口県道路占用料徴収条例第2条第1項の規定により算定した占用料の額に100分の120を乗じて得た額を超えるものの占用料の額については、改正後の条例第2条第1項の規定にかかわらず、新占用料額を限度として知事が別に定めることができる。

附 則（平成31年条例第11号）抄
（施行期日等）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

附 則（令和2年条例第13号）
（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

- （経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の許可を受けて設置されている同法第39条の8に規定する占用物件で改正後の山口県道路占用料徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1項の規定により算定した占用料の額（以下「新占用料額」という。）が改正前の山口県道路占用料徴収条例第2条第1項の規定により算定した占用料の額に100分の120を乗じて得た額を超えるものの占用料の額については、改正後の条例第2条第1項の規定にかかわらず、新占用料額を限度として知事が別に定めることができる。

附則（令和5年条例第7号）
（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

- （経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の許可を受けて設置されている同法第39条の8に規定する占用物件で改正後の山口県道路占用料徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1項の規定により算定した占用料の額（以下「新占用料額」という。）が改正前の山口県道路占用料徴収条例第2条第1項の規定により算定した占用料の額に100分の120を乗じて得た額を超えるものの占用料の額については、改正後の条例第2条第1項の規定にかかわらず、新占用料額を限度として知事が別に定めることができる。

附則（令和8年条例第8号）
（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

- （経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の許可を受けて設置されている同法第39条の8に規定する占用物件で改正後の山口県道路占用料徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第2条第1項の規定により算定した占用料の額（以下「新占用料額」という。）が改正前の山口県道路占用料徴収条例第2条第1項の規定により算定した占用料の額に100分の120を乗じて得た額を超えるものの占用料の額については、改正後の条例第2条第1項の規定にかかわらず、新占用料額を限度として知事が別に定めることができる。

別表（第2条関係）

（昭44条例16・全改、昭52条例8・昭57条例6・昭60条例5・平元条例7・平9条例9・平17条例52・平19条例19・平26条例12・平30条例16・令2条例13・令5条例7・令8条例8一部改正）

| 占 用 物 件 | | 占 用 料 | | | |
|--------------------|------------------------|------------------|----------|--------|--------|
| | | 単 位 | 占用物件の所在地 | | |
| | | | 甲 地 | 乙 地 | 丙 地 |
| 法第32条第1項第1号に掲げる工作物 | 第一種電柱 | 1本につき1年 | 670円 | 570円 | 530円 |
| | 第二種電柱 | | 1,000円 | 880円 | 810円 |
| | 第三種電柱 | | 1,400円 | 1,200円 | 1,100円 |
| | 第一種電話柱 | | 600円 | 510円 | 470円 |
| | 第二種電話柱 | | 960円 | 820円 | 750円 |
| | 第三種電話柱 | | 1,300円 | 1,100円 | 1,000円 |
| | その他の柱類 | | 60円 | 51円 | 47円 |
| | 共架電線その他上空に設ける線類 | 長さ1メートルにつき1年 | 6円 | 5円 | 5円 |
| | 地下に設ける電線その他の線類 | | 4円 | 3円 | 3円 |
| | 路上に設ける変圧器 | 1個につき1年 | 590円 | 500円 | 460円 |
| | 地下に設ける変圧器 | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 360円 | 310円 | 280円 |
| | 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 | 1個につき1年 | 1,200円 | 1,000円 | 940円 |
| | 郵便差出箱及び信書便差出箱 | | 500円 | 430円 | 390円 |
| | 広告塔 | 表示面積1平方メートルにつき1年 | 1,900円 | 900円 | 580円 |
| その他のもの | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 1,200円 | 1,000円 | 940円 | |
| 法第32条第1項第2号に掲げる物件 | 外径が70mm未満のもの | 長さ1メートルにつき1年 | 25円 | 22円 | 20円 |
| | 外径が70mm以上100mm未満のもの | | 36円 | 31円 | 28円 |
| | 外径が100mm以上150mm未満のもの | | 54円 | 46円 | 42円 |
| | 外径が150mm以上200mm未満のもの | | 72円 | 61円 | 56円 |
| | 外径が200mm以上300mm未満のもの | | 110円 | 92円 | 85円 |
| | 外径が300mm以上400mm未満のもの | | 140円 | 120円 | 110円 |
| | 外径が400mm以上700mm未満のもの | | 250円 | 220円 | 200円 |
| | 外径が700mm以上1,000mm未満のもの | | 360円 | 310円 | 280円 |
| | 外径が1,000mm以上のもの | | 720円 | 610円 | 560円 |

注意！
この欄の記載は、分かり易くするために条例原文とは単位を変えています。（条例原文はメートル表記）

| 占 用 物 件 | | | | 占 用 料 | | | |
|-------------------|--------------------------|--|----------------------------|------------------|----------|--------|------|
| | | | | 単 位 | 占用物件の所在地 | | |
| | | | | | 甲 地 | 乙 地 | 丙 地 |
| 法第32条第1項第3号に掲げる施設 | 自動運行補助施設 | 法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類 | 地下に設けるもの | 長さ1メートルにつき1年 | 4円 | 3円 | 3円 |
| | | | その他のもの | | 12円 | 10円 | 9円 |
| | | | 道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類 | 1本につき1年 | 960円 | 820円 | 750円 |
| | その他のもの | その他のもの | 上空に設けるもの | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 600円 | 510円 | 470円 |
| | | | 地下に設けるもの | | 360円 | 310円 | 280円 |
| | | その他のもの | | | 1,200円 | 1,000円 | 940円 |
| 法第32条第1項第4号に掲げる施設 | | | | | 1,200円 | 1,000円 | 940円 |
| 法第32条第1項第5号に掲げる施設 | 地下街及び地下室 | 階数が1のもの | 占用面積1平方メートルにつき1年 | Aに0.004を乗じて得た額 | | | |
| | | 階数が2のもの | | Aに0.006を乗じて得た額 | | | |
| | | 階数が3以上のもの | | Aに0.008を乗じて得た額 | | | |
| | 上空に設ける通路 | | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 950円 | 450円 | 290円 | |
| | 地下に設ける通路 | | | 570円 | 270円 | 180円 | |
| | その他のもの | | | 1,200円 | 1,000円 | 940円 | |
| 法第32条第1項第6号に掲げる施設 | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | | 占用面積1平方メートルにつき1日 | 19円 | 9円 | 6円 | |
| | その他のもの | | 占用面積1平方メートルにつき1月 | 190円 | 90円 | 58円 | |

| 占 用 物 件 | | | 占 用 料 | | | |
|---|---------------------------------------|--------------------------|------------------|----------------|----------------|----------------|
| | | | 単 位 | 占用物件の所在地 | | |
| | | | | 甲 地 | 乙 地 | 丙 地 |
| 道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下この表において「令」という。）第7条第1号に掲げる物件 | 看板（アーチであるものを除く。） | 一時的に設けるもの | 表示面積1平方メートルにつき1月 | 190円 | 90円 | 58円 |
| | | その他のもの | 表示面積1平方メートルにつき1年 | 1,900円 | 900円 | 580円 |
| | 標識 | | 1本につき1年 | 960円 | 820円 | 750円 |
| | 旗ざお | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | 1本につき1日 | 19円 | 9円 | 6円 |
| | | その他のもの | 1本につき1月 | 190円 | 90円 | 58円 |
| | 幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。） | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | その面積1平方メートルにつき1日 | 19円 | 9円 | 6円 |
| | | その他のもの | その面積1平方メートルにつき1月 | 190円 | 90円 | 58円 |
| | アーチ | 車道を横断するもの | 1基につき1月 | 1,900円 | 900円 | 580円 |
| | | その他のもの | | 950円 | 450円 | 290円 |
| 令第7条第2号に掲げる工作物 | | | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 1,200円 | 1,000円 | 940円 |
| 令第7条第3号に掲げる施設 | | | | Aに0.034を乗じて得た額 | | |
| 令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料 | | | 占用面積1平方メートルにつき1月 | 190円 | 90円 | 58円 |
| 令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設 | | | | 120円 | 100円 | 94円 |
| 令第7条第8号に掲げる施設 | トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの | | 占用面積1平方メートルにつき1年 | Aに0.013を乗じて得た額 | Aに0.014を乗じて得た額 | Aに0.018を乗じて得た額 |
| | 上空に設けるもの | | | Aに0.018を乗じて得た額 | | |
| | 地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの | 階数が1のもの | | Aに0.004を乗じて得た額 | | |
| | | 階数が2のもの | | Aに0.006を乗じて得た額 | | |
| | | 階数が3以上のもの | | Aに0.008を乗じて得た額 | | |
| その他のもの | | Aに0.026を乗じて得た額 | | | | |
| 令第7条第9号に掲げる施設 | 建築物 | | Aに0.017を乗じて得た額 | Aに0.022を乗じて得た額 | Aに0.024を乗じて得た額 | |
| | その他のもの | | Aに0.012を乗じて得た額 | Aに0.015を乗じて得た額 | Aに0.017を乗じて得た額 | |
| 令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場 | 建築物 | | Aに0.024を乗じて得た額 | | | |
| | その他のもの | | Aに0.012を乗じて得た額 | Aに0.015を乗じて得た額 | Aに0.017を乗じて得た額 | |

| 占 用 物 件 | | 占 用 料 | | | |
|--|--------------------------------------|------------------|----------------|----------------|----------------|
| | | 単 位 | 占用物件の所在地 | | |
| | | | 甲 地 | 乙 地 | 丙 地 |
| 令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物 | トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの | 占用面積1平方メートルにつき1年 | Aに0.017を乗じて得た額 | Aに0.022を乗じて得た額 | Aに0.024を乗じて得た額 |
| | 上空に設けるもの | | Aに0.024を乗じて得た額 | | |
| | その他のもの | | Aに0.034を乗じて得た額 | | |
| 令第7条第12号に掲げる器具 | Aに0.026を乗じて得た額 | | | | |
| 令第7条第13号に掲げる施設 | トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの | | Aに0.017を乗じて得た額 | Aに0.022を乗じて得た額 | Aに0.024を乗じて得た額 |
| | 上空に設けるもの | | Aに0.024を乗じて得た額 | | |
| | その他のもの | Aに0.034を乗じて得た額 | | | |
| 令第7条第14号及び第15号に掲げる施設 | | | Aに0.034を乗じて得た額 | | |
| 備考 | | | | | |
| <p>1 占用物件の所在地の区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があつた場合は、同日におけるその区分によるものとする。</p> <p>イ 甲地 宇部市、防府市、下松市、光市及び玖珂郡和木町の区域をいう。</p> <p>ロ 乙地 下関市、山口市、岩国市、柳井市、周南市、山陽小野田市並びに熊毛郡田布施町及び平生町の区域をいう。</p> <p>ハ 丙地 甲地及び乙地以外の区域をいう。</p> <p>2 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。2及び3を除き、以下同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>3 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。3を除き、以下同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</p> <p>4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。</p> <p>5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。</p> <p>6 Aは、近傍類似の土地(令第7条第8号に掲げる施設のうち特定連絡路附属地に設けるもの及び同条第13号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。</p> <p>7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の</p> | | | | | |

面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

- 8 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間等が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間等が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。